

## 第10期昭和49年日本学術会議会員選挙 有権者の登録のお知らせ

昭和49年11月25日日本学術会議第10期会員選挙が行われます。

**1. 前回（第9期，昭和46年）の選挙の有権者の方へ**  
前回の選挙の有権者については，前回提出のカードにより，本年資格審査が行われました。

これに関し，日本学術会議中央選挙管理会から登録用カードを再提出されるよう通知のあった方以外の方は，すべて引続き，有権者名簿に登録されますから，改めて登録用カードを提出する必要はありません。

ただし，前回の登録における所属以外の部又は専門で今回の登録を求めようとする方は，登録のしなおしをする必要がありますから，様式第2の「所属部又は専門変更届」により，登録用カード用紙を請求してください。

### 2. 今回（第10期，昭和49年）の選挙に有権者となることを希望される方へ

(1) 今回の選挙に新たに有権者となることを希望される方で，大学・研究機関等に所属される方は，中央選挙管理会から大学・研究機関等に対して「登録用カード用紙請求者名簿」の提出方を依頼いたしましたから，なるべく所属の大学・研究機関等から提出の名簿によって登録用カード用紙を請求してください。

なお，名簿によって請求される場合は個人からの請求は不必要ですから，大学・研究機関等と個人の両方から重複して請求しないように，特に注意してください。

(2) 新たに有権者となることを希望される方で，大学・研究機関等に所属しているが大学・研究機関等から提出した「登録用カード用紙請求者名簿」にカード用紙請求者として氏名を記載されなかった方は，様式第1により個人で登録用カード用紙を請求してください。

### 3. 登録用カード用紙の送付及び提出について

登録用カード用紙は，請求あり次第「登録用カード用

紙請求者名簿」提出の大学・研究機関等に対しては，一括して送付します。また，個人で請求の場合は，直接，請求人あてに送付します。

その際，第10期会員選挙説明書及び登録用カード用紙提出用の封筒を同封いたします。登録用カード用紙に所要の事項を記入の際は，選挙説明書の「登録用カード記載上の注意」を十分お読みになったうえで記入してください。また，登録用カード提出の場合は，提出用の封筒を使用してください。

第10期会員選挙のための登録用カードの受付期限は，昭和49年3月31日ですから，同日までに中央選挙管理会に必着するように提出してください。

なお，昭和49年4月1日以降に到着した登録カードは，次回（第11期，昭和52年）会員選挙の登録用カードとして中央選挙管理会で保管します。

### 4. 有権者等の異動届について

有権者は氏名，住所（住居表示の変更を含む），本籍，勤務機関及び職名，勤務地等のいずれかに異動があったとき，又は博士の学位を取得した場合にはそのつとすみやかに，様式第3により，「有権者異動届」を中央選挙管理会に提出してください。これを怠ると有権者の権利を行使できないことがあります。

また，新たに有権者となることを希望される方で，登録用カードを提出し，その後上記の異動があった場合も，異動の届を励行してください。

なお，有権者で本人が死亡した場合は，その旨を，遺族又は関係者から届け出てください。

日本学術会議中央選挙管理委員会  
〒106 東京都港区六本木7-22-34  
電話 (03) 403-6291

× × ×

## 様式第1

登録用カード用紙請求書	
(ふりがな) 氏名	㊟
住所 (郵便番号)	

## 様式第2

所属部又は専門変更届	
昭和 年 月 日	
日本学術会議中央選挙管理会 御中	
(現登録の所属)第 部 学 地方区	
(ふりがな) 氏名	㊟
私は、現在の専門を変更いたしたいので登録用カード用紙を請求いたします。	

## 様式第3

有権者異動届		
日本学術会議 中央選挙管理会 御中		
昭和 年 月 日 第 部 学 地方区		
(ふりがな) 氏名	㊟	
下記のとおり異動がありましたからお届けします。		
事 項	(新)	(旧)
1 氏 名		
2 住 所 (郵便番号)		
3 本 籍		
4 勤務機関及び職名		
5 勤務地 (郵便番号)		
6 博士の学位	① 学位の種類	② 授与大学
	③ 授与年 昭和 年	④ 所属学会

(注) 新たに博士の学位を取得した者は、学位の種類、授与大学、授与年とともに必ず所属学会名を記入すること。

備考 様式第1、第2、第3とも、用紙は「はがき」を用いても差し支えありません。